

○ 銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件（平成十一年金融監督庁・大蔵省告示第四号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十七条の三第二項第三号の二に規定する基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 当該特定金銭債権は、銀行又はその子会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この号及び第五号において同じ。）が合算して、基準議決権数（法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。同号において同じ。）を超える特定会社の議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。同号において同じ。）を取得し、又は保有している当該銀行、その子会社である銀行、長期信用銀行又は保険会社から当該特定会社が取得した債権であること。</p> <p>「三〇五 略」</p> <p>2 法第五十二条の二十三第一項第十号に掲げる会社が同号ロに掲げる業務として規則第十七条の三第二項第三号の二括弧書に規定する業務を行う場合における前項の規定の適用については、同項第二号中「銀行又はその」とあるのは「銀行持株会社又はその」と、「第</p>	<p>1 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十七条の三第二項第三号の二に規定する基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 当該特定金銭債権は、銀行又はその子会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この号及び第五号において同じ。）が合算して、基準議決権数（法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。第五号において同じ。）を超える特定会社の議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。第五号において同じ。）を取得し、又は保有している当該銀行、その子会社である銀行、長期信用銀行又は保険会社から当該特定会社が取得した債権であること。</p> <p>「三〇五 同上」</p> <p>2 前項の基準は、法第五十二条の二十三第一項第十号ロに規定する規則第十七条の三第二項第三号の二に掲げる業務を営む会社について準用する。この場合において、前項第二号中「銀行」とあるのは「銀行持株会社」と、「法第十六条の四第一項」とあるのは「法第</p>

<p>十六条の四第一項」とあるのは「第五十二条の二十四第一項」と、「銀行、その」とあるのは「銀行持株会社の」と、同項第五号中「銀行」とあるのは「銀行持株会社」とする。</p>	<p>五十二条の二十四第一項」と、「銀行、その」とあるのは「銀行持株会社の」と、同項第五号中「銀行」とあるのは「銀行持株会社」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	